

No.134
2020/7/15



OPEN オープンユニオン 岐阜大学職員組合ニュース UNION



岐阜大学職員組合発行

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1
Tel. 内線 9552 Fax 058-230-1118
E-mail: kumiai@gifu-u.ac.jp
HomePage: 岐阜大学職員組合 (検索)

組合員のみなさま、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連の対応で、お多忙なことと存じます。組合執行部としましては、昨年度末までは、名古屋大学との法人統合に際して改正される就業規則の細目の検討および団交の準備に忙殺されていました。組合員のみなさんの職場におかれましても、統合の影響はでていることでしょうか。一例を挙げると、会計システムが名大側に統一されたのを受けて、管理部門の事務職員の業務量が膨れ上がっています。しかし、変化は事務職員の仕事量にとどまりません。部局によっては、研究職員が自ら伝票を打ち込むようになり、作業負担が増大し、手続きが煩瑣になっています。言うなれば、研究職員の事務職員化です。今後、合併のうたい文句に隠れて進められた合理化の影響が、あらゆる現場で生じてくるでしょう。

名大との法人統合により、職場では混乱やほころびが表面化しつつありますが、加えて、新型コロナウイルスの感染拡大および防止施策にまつわる問題が生じています。これこそ、喫緊の課題です。ご存じのように、県独自の「非常事態宣言」が発令され、大学は閉鎖されるに至り、組合執行部も対面での会議ができなくなりました。その間、メール会議やオンライン会議を頻繁に開き、委員長が中心になって大学の施策に対して「要望書」を提出してきました。

以下、新型コロナウイルスに関するものに限定して、「要望書」の内容と経過をかいつまんで説明し、大学側（学長名）からの回答をお知らせ致します。

1. 「新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置にかかる手続き等について」に対する要望書（3月19日付）

3月2日付で「新型コロナウイルス感染症防止対策による小学校等の臨時休校にかかる特別休暇について」通知がありました。職員、契約職員、パート職員に対して、同一の特別休暇となります。しかし、さかのぼること、2月27日付の「新型コロナウイルス感染症

に関する就業禁止措置にかかる手続き等について」では、職員のみが対象であり、契約職員、パート職員については、何ら言及されていませんでした。同一労働同一賃金の観点から鑑みて、これらの職員にも同一の手続き等をとっていただくよう要望書を出しました。

人材開発部職員育成課職員育成係係長古田氏から返答があり、「対象者を明記した形で、早急に再通知いたします。」との回答を得ました。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の施策に対する要望書（4月1日付）

外務省が「全世界に対する感染症危険情報の発出」において、全世界の感染症危険情報レベルを2に引き上げたのを受けて、岐阜大学は、名古屋大学と歩調を合わせて新たな感染症対策（3月31日付）を出しました。しかしながら、この段階では、極めて危機感のない対応（例えば、バスの増便）に終始し、大学の危機管理自体に懸念がありました。東海国立大学機構の機構長および副機構長とともに医学の専門家である本学において、このような施策で十分であるか、他に講ずる施策はないのか、再度ご検討いただくよう要望を出しました。

3. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の施策に対する要望書（4月27日付）

全国の大学等で問題になっている学生の修学・学習機会の保障について、以下の2点に関して検討してもらうとともに、特段の措置等を講じるよう要望を出しました。

①新型コロナ感染が広がり、自粛等によって経済的影響が深刻化する中、学生を支える家計の悪化が懸念されます。また、学生自身によるアルバイト等もできない状況になっております。本学のホームページに記載されている、日本学生支援機構による給付奨学金（家計急変）を紹介するだけでなく、入学金・授業料の納付の時期や形式を柔軟にすることや、修学の継続が困難な学生に対して独自の経済的支援を行うことなどの要望を出しました。

これに対して、人事労務課課長補佐横田昌子氏から、「学生への経済的支援については機構が支援を検討中」との回答を得て、28日付で名大と同一で補助3万円と延納の件が発表されました。

②長期にわたる授業開始の延期、対面での講義の禁止により、学生に対して、とりわけ一人暮らしを始めた新入生に対して、精神的なケアが必要になっているものと思われます。各学部の教員がケアを十分に行えない状況にあって、大学として必要な支援策を講じていただきたい。

この要望書に対しては、同氏より、「岐阜大学保健管理センターで、メンタルオンライン相談を実施しています」という回答を得ました。しかし、組合としては、「こうした事態の中で、これまで大学の保健管理センターに関わったことがない学生が、とりわけ新入生が連絡をとれるのか」と再度、問い合わせると、「保健管理センターにおいて、新入生には、すでに健康診断をしてあり、異常がある方には面談・指導等の連絡済。メンタルケアについても、メール等で案内済実際に相談も多く寄せられているとのこと。保健管理センターで対応できない学生についても、サポートルームと協力体制を整え対応しています。さらに、学生がわかりやすいように、相談内容別の相談窓口をホームページに掲載予定とのこと。」との回答を得ました。

サポートルームによる対応は、人間的に限界にきているという話も聞いています。今後も、学生に対するサポートが適切かつ十分であるか、組合としても注視していきたいと思えます。

4. 「令和2年6月期勤勉手当について（案）」に対する申入れ（5月26日付）

過半数代表者に対して、「令和2年6月期勤勉手当について」意見照会がありました。

「現在本学では、新型コロナウイルス感染症緊急対策として学生・職員への支援（岐阜バスの増便・テレワーク用パソコンの調達等）や医療従事者への 手当支給を実施しており、今後さらなる追加支出も見込まれることから、財政状況は極めて厳しくなることが想定されます。上記状況を踏まえ、例年行っている勤勉手当の優秀者等への加算は、令和2年6月期については行わず、12月期において今期分の成績も考慮したうえで行うこと」をご理解いただくよう依頼がありました。それに対して組合は、

①「学生・職員への支援（岐阜バスの増便・テレワーク用パソコンの調達等）や医療従事者への手当支給を実施」とあるが、実際のところ、4、5月にどの程度の支出があったのかが不明確である。

以上の申し入れに対して、学長名で回答があり、具体的な金額が示されました。

・ 医療従事者への手当(～5月まで)	
特殊勤務手当（防疫等作業手当）	6,216千円
・ その他新型コロナウイルス感染症緊急対策に要した費用	計13,161千円
路線バス増便（6月4日～増便）	(3,993千円)

テレワーク用ノート PC 一式	(8,525千円)
生協の感染拡大防止対策「つい立」設置費用一部負担	(643千円)

PCの購入台数について、さらに踏み込んでうかがったところ、20台とのことでした。単純計算で1台42,3万円にもなるわけですが、果たしてそれほどまでに高価なPCが必要なのでしょうか。ちなみに、地域科学部と教育学部にそれぞれ1台ずつ配布されましたが、両方とも使用されていません。購入する前に、使用希望調査を実施しないのでしょうか。また、バスは朝と夕、合計10台ほど増便されたようですが、時間帯によってはガラ空きのようなようです。それらの代金を補填するために、勤勉手当がカットされるわけです。カツカツの中でやりくりしながら研究・教育・事務仕事に従事している皆さんは、納得できるでしょうか？ 必要なことであれば、お金がかかっても仕方ありません。不満や不信は「杜撰な見積もり」に対してです。

②「1. 本学の状況について」に記載されている「今後さらなる追加支出も見込まれることから、財政状況は極めて厳しくなることが想定され」とあるが、具体的にどのような追加支出をどの程度見込んでいるのかが不明確である。現在想定されている具体的な措置と金額について明示していただきたい。

この申し入れに対しては、「特殊勤務手当（防疫等作業手当）については、今後も新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務が継続することが想定されるが、金額見込みは難しい。また今後、新型コロナウイルス感染症の第二波の可能性もあるため、その状況によっては追加支出も見込まれる。」との返答がありました。

③「2. 対応方針」で示された12月期に「今期分の成績も考慮したうえで」加算される手当について、6月期分で支給されなかった分も加えて支給されると理解してよいか不明確である（12月期に6月期の分の成績を考慮するとも解釈できる）。12月期に加算して支払われることを明記していただきたい。

この申し入れに対しては、「6月期に予定していた分を12月期に追加するなどの措置は財政状況を鑑みると厳しいと考えられます。」との回答がありました。

新型コロナウイルス関連の対策に追加支出が見込まれるとしても、それは、われわれの「勤勉手当」で賄うべきなのではないでしょうか。合理的説明が全くありません。今後、人事勧告を受

けて、さらなる賃金カットがなされる可能性があります。このままではさらに減らされていくでしょう。

組合員の方から、下記の点について再度内容をお聞きしたいとの意見が寄せられました。そこで「令和2年6月期勤勉手当について（案）」（6月17日付）に対して、追加申入れを行いました。

①（今回の追加のご回答にも関わりますが）新型コロナウイルス感染症対策に係る費用は本来、国（ないし文部科学省）が負担すべきものと思料されますが、貴職ならびに執行部から国ないし文部科学省に対していかなる要請・交渉を行ったのか、ご提示いただきたく存じます。こうした要請・交渉等なしに勤勉手当の加算分を充てるとするのは妥当性に欠けるものと考えられます。

②（同上）6月期の勤勉手当の加算分の総額が明示されておられませんので、今回ご提示の19,377千円に対する金額として妥当かが判断できません。

③具体的な費用内容につきまして、テレワーク用ノートPC一式（8,525千円）ですが、何台購入されたのか（20台が各部局等に支給されたと同っておりますが、間違いはないでしょうか）、もし20台のみですと、かなり高額なものとなります。こうした金額になった根拠を教えていただければと存じます。また、実際にどういった職員の方に準備されたものかにつきましても、ご教示いただければと存じます。教員（非常勤講師も含めまして）についてですが、PCや関連ソフトにつき個人研究費や私費で準備している状況にあります。一部の職員が使用するテレワーク用ノートPC一式に対してのみ、職員の手当で支給することには妥当性を欠くものと考えられます。さらに、こうしたPC一式は今回限りのものではなく、今後も大学の資産になりうるものですが、その購入費用を流動性がある加算分で支弁することにも疑問が残ります。

④その他の意見といたしまして、対応方針についてですが、「例年行っている勤勉手当の優秀者等への加算は、令和2年6月期については行わず、12月期において今期分の成績も考慮したうえで行うこととします」といった異なる解釈が可能な文言ではなく、直截に「上記状況を踏まえ、例年行っている勤勉手当の優秀者等への加算は、令和2年6月期については行いません。なお、12月期は今期分の成績も考慮して、12月期分のみを支給することとします。」と書くようにしていただきたく存じます。

それぞれの質問に対して、7月1日付けで回答があり、

- ①「現在、国立大学協会が『新型コロナウイルス感染症に関する政府への要望』の取りまとめ準備を行っています。」
- ②「昨年6月期における勤勉手当加算額は、約14,000千円です。」
- ③「学内の事務職員に感染者が出た場合の事務室閉鎖を想定し、また、愛知県等遠方から公共交通機関で通勤する者を主にその他個別事情（育児等）を考慮して、事務職員のテレワーク実施に向けて、学内事務ネットワークに接続できる環境の整備を行いました。今回、PCが品薄時期であり、また短期間でのシステム構築も伴い、全体で8,525千円となっています。」
- ④「『6月期に予定していた分を12月期に追加するなどの措置は財政状況を鑑みると厳しい』と考えられます。今後は、異なる解釈が可能な文言とならない文言に努めます。」

勤勉手当とは、教職員のモラルを高めるための労務施策です。新型コロナウイルス感染症に関連する「手当」が支給される大学もあるなか、本学の経営者には、研究や教育の「やる気」を高めようという意識があるのでしょうか。われわれは、研究設備や備品を購入する際には、見積もりを複数社からとり、少しでも安く済ませようと努力しています。今回のリモート用PCの購入に際して、そのような努力はなされたのでしょうか。もし運営資金が足りないというのであれば、労働者の勤勉手当を削減する前に、経営者の報酬を削減することは考えないのでしょうか。

5. 「新型コロナウイルス感染症に対する本学の施策に対する申入れ」(5月27日付)

5月25日付で、6月4日以降「対面授業の実施」の案内が出されました。その際に、「主な感染防止措置」として、「e-Learning形式の継続やクラス分けなどにより、各学部・研究科として登校する学生数を50%までに抑制します」、「教室定員の60%程度未満となる人数により、授業を実施します」、「実験機器や備品等を享有する場合は、その消毒を徹底します」といった内容の記載がありました。

しかしながら、これらについて、具体的にどういった措置を講じるのかが明らかでなく、学生および職員にとって不安な状況にあります。実際、対応に困っているとの話を組合員や学生から聞いております。以下の点に関して、学生および職員の不安を解消するためにも、早急に具体策を提示していただくよう申入れを行いました。

学長名の回答によると、①**授業開始を15分遅らせることについて**「5月18日に岐阜県

から県内高等教育機関に対し、公共交通機関による通勤・通学時の感染リスクを低減できるような授業開始時間設定の検討要請があったためです。本学の対応について、学生の安全・教育効果・ご指摘のあった学部別で授業開始時間に差をつける案や、授業開始時間を15分以上遅らせる案などについても検討しましたが、非常勤講師の他機関への（又は他機関からの）移動等を考慮し、授業開始を15分遅らせることといたしました。

15分遅らせることにより、1限目の授業開始に間に合う岐阜駅方面発－岐阜大学着の通学バスが12本から22本に増えるため、混雑したバスに乗車するリスクを低減させられると判断しています。」

②本施策に対して影響を受ける教職員や非常勤講師は意見等を申し入れる機会はないのか、との問い合わせに対しては、「本件は令和2年5月14日開催の部局長・部長会、同19日開催の教学委員会、同21日開催の教育研究評議会で検討され決定いたしました。」とのことです。しかし、決定プロセスが不明です。「確かに、時間がない中で決定しようと考えたことは理解できますが、十分に審議・検討されたとは考えづらいかと存じます。この部分の申入れは、単なる形式的な決定プロセスではなく、適正な決定プロセスを経ているのかということをお聞きしたものです。4月3日に急遽決まった大学の閉鎖もそうですが、決定プロセスが全く見えてきません。今後の対応も含めて、ご検討いただければと存じます。」との要望書を追加で提出し、回答を待っているところです。

③その他の感染防止措置について

学生を半数登校させるとすれば、そもそも教室が60%になることはないため、これらの措置の関係はどう考えるのか。

【回答】「大学としては、①学内の混雑や登校時の公共交通機関（バス）の混雑、②講義室の混雑の2点を考慮する必要があると考えています。『50%までに制御』とは各学部・研究科に登校してくる学生数を指しており、①の学内やバスの混雑に対する対応となります。60%は教室定員に対する授業受講者数を指しており、②の講義室の混雑に対する対応となります。50%に制御していただいた学生が1教室に集中しないようお願いしています。」

昼食についての言及がない。

【回答】「5月25日付けの部局長宛通知には、昼食用に開放する教室等の情報を記載しましたが、同日付の学生に対する通知文書にその情報の記載が漏れていました。学生に対しては、5月26日に学務情報システムを利用し、情報発信いたしました。」

授業形式（対面・遠隔など）の判断基準が不明確である。

【回答】「授業科目により、遠隔でも教育効果があるものもあれば、対面でしか対応できない授業があるものと理解しています。学生の安全面を考慮したうえで、より教育効果の高い方法での授業を実施していただくため、授業形式については、大学がどちらか一方に決定したり基準を示したりせず、それぞれの授業担当教員に判断を委ねています。」

例えば、全学共通教育の授業が対面で、同日同期での遠隔授業が実施される場合、学生はどういった方法で授業を受講するのか？

【回答】「e-Learning を活用した双方向遠隔授業を行う場合は、全員受講できる環境下にあるかどうかを確認いただく必要があります。WiFi 等のネットワーク接続手段を持っていない学生については、無線 LAN ネットワークが利用できる全学共通教育棟の教室の開放状況（未使用教室情報）を学務情報システムで学生に周知する予定です（無線 LAN 接続方法等の情報も掲載予定です）。また、パソコン等を持っていない場合は情報館が利用できます。そのほか、e-Learning 授業の発信を大学で行いそこに直接参加してもらい、e-Learning 授業を録画し AIMS-Gifu で視聴できるようにする、別途相当する課題を課す等、学生への配慮についてご検討いただけますようお願いいたします。」

6. その他

① 組合員が6名、新規に加入されました。応用生物の教員1名、地域科学部の教員5名です。今後ともよろしくお願い申し上げます。

② コロナウイルスの感染に関して終息の見通しが立ちません。したがって、今年度の「サマーパーティー」は中止にしたいと思います。楽しみにされていた方々には申し訳ございませんが、ご了承ください。

③ 第 37 期役員選挙日程

次期中央役員の選挙の時期が近づいてまいりました。立候補の受け付けは、7月13日（月）午前10時～17日（金）正午までです。立候補者は所定の届出用紙に記入し、中央選挙管理委員会事務局（組合室）までお届けください。投票期間は、7月22日（水）午前9時～31日（金）午後5時までです。開票作業は、7月31日（金）午後5時から組合室で行います。選挙結果は8月3日（月）に組合ニュースにて発表致します。